

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第12号で定めるせん漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 せん漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご筒漁業	サンポートから大崎の鼻 地先（別紙のとおり）	1月1日から 12月31日まで	1	高松市東部、高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月26日～同年12月2日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年9月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) あなご以外の魚種を目的として操業してはならない。
 - (ウ) 使用するあなご筒は、100個以下とする。
 - (エ) 使用する筒の大きさは、長さ80cm以下、太さ13cm以下とする。
 - (オ) 使用する漁具には、直径13.5mm以上の水抜き穴10個以上を開けなければならない。
 - (カ) 所属漁業協同組合及び操業区域には第2種共同漁業権（建網）の漁業権を有する漁業協同組合等の理事会で定めた指示事項は厳守すること。
 - (キ) 地元漁業協同組合間での協定は厳守すること。
 - (ク) 漁具の両端に漁業協同組合名及び氏名を表示するとともに、灯火を掲げなければならない。
 - (ケ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

あなご筒漁業操業区域(サンボートから大崎の鼻地先)

第2種共同漁業権(建網)漁場のうち、
小型機船並びびき網漁業操業禁止区域内

